厚生労働省補助事業

チェーンソー取扱い労働者の健康維持管理に

林業巡回特殊健康診断

をご利用ください！

作業現場が
山間へき地で、
特殊健康診断を
受診できる
医療機関が
近くにない

賃金が出来高制で、
休みを取ってまで
受診することが
できない

チェーンソー作業
はたまにしか
やらない

このような理由で
特殊健康診断をあきらめていませんか？

この林業巡回特殊健康診断を受けられる方（事業主及び一人親方は除く）には、健診費用の一部が助成されます。

林業・木材製造業労働災害防止協会では、林業におけるチェーンソー取扱い労働者を対象に「特殊健康診断」を巡回で実施することにより、チェーンソー取扱い労働者の健康の維持・管理並びに振動障害の予防・早期発見に取り組んでいます。

厚生労働省通達では、チェーンソーを使用する労働者に対して、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際、及び６月以内ごとに１回、定期的に特殊健康診断を行うこととされています。

しかし林業労働者については、林業に特有の事情もありこの特殊健康診断の定着がなかなか進まないことから、特別に国の補助事業として当協会が「林業巡回特殊健康診断」を実施するものです。

この機会に一人でも多くのチェーンソー取扱い労働者に特殊健康診断を受診していただき、労働者の健康維持、管理、そして安心して働ける職場環境作りに役立てていただきますようお願いいたします。

▶ 林業巡回特殊健康診断に関するご質問は、都道府県支部にお問い合わせください。
「林材安全」10月号及び協会ホームページ（https://www.rinsaibou.or.jp/）に
「林業巡回特殊健康診断」実施日程予定表一覧を掲載予定